保

### 急通報システム

対応が必要であると認められる 血など)などにより、緊急時の に居住し、在宅で生活している 全ての要件を満たす方 ▽市内 速な対応を可能にします。 税世帯=月額55円 方 図利用者負担 方 ▽既往症(心筋梗塞、脳出 の重度身体障害者などで、次の 高齢者のみの世帯、一人暮らし 図66歳以上の一人暮らし高齢者 通報装置を設置し、緊急時の迅 簡単な操作で通報できる緊急 ▽住民税非 ▽住民税課

**閻**こども家庭課(☎31-1928)

児童手当の申請を

圓いきいき支援課(☆33-1340)

健康保険被保険者証の写し、平成 度額以上の方=一律5000円 降=1人につき1万5000円 第1・2子=各1万円、第3子以 24年1月2日以降に転入した方は 入している方は年金加入証明書か かる物、厚生年金・共済組合に加 日印鑑、金融機関の口座番号が分 いる方 ※所得制限あり 図手当 の3月31日まで)の児童を養育して 図中学校修了前(15歳になった最初 ▽中学生=1万円 ▽所得制限限 >3歳以上~小学校修了前の ▽3歳未満=1万5000

> 員は原則、勤務先で手続きを 所市民生活課、各支所へ。※公務 前住所地の平成24年度所得課税証 **国**こども家庭課、各総合支

# 乳幼児医療費を助成します

以降転入の方は、平成24年度市町 自の制度で助成 闘乳幼児の健康 迎える月の月末まで)の乳幼児で 以下 ※3歳未満(3歳の誕生日を 額控除前)の合計が13万6700円 平成24年度市町村民税所得割額(税 費のうち、保険診療内の自己負担 図義務教育就学前児に要した医療 市民生活課、各支所へ。 村民税の税額の分かる物(父母両方 保険証、印鑑、平成24年1月2日 所得制限を超えている場合、市独 四所得制限 = 乳幼児の父母の **国**こども家庭課、各総合支所

置こども家庭課(☎31-1928)

# 家庭児童相談室を利用しましょう

0)、下関児童相談所(☎223-31 もに関するさまざまな相談を受け **励**問家庭児童相談室(☎231-198 相談体制を整えています。 風船」でも緊急の場合24時間36日の されます)。下関児童相談所、「紙 家庭支援センター「紙風船」に転送 休日も受け付けます(なかべこども 付けています。緊急の場合、夜間・ 子育ての悩みや心配など、子ど

#### 子育て応援情報誌 ふくふく通信 「ちゃいるど」を配布しています

います。持っていな 13年号を配布して 「ちゃいるど」20



**閻**こども家庭課(☎31-1353) ムページにも掲載しています。 所で受け取ってください。市ホー 課、各総合支所市民生活課、各支 い対象の世帯の方は、こども家庭

## 映画[うまれる]上映会

です。命の大切さや家族の絆を感 ■3月12日(火) ▽午前10時30分 じることができる映画です。 したドキュメンタリー映画の上映 妊娠・出産・育児をモチーフに

**閻**こども家庭課(☎31-1928)

間こども家庭課(☎31-1353) shimonoseki.yamaguchi.jp) < ° 各10人(先着順) **国**3月6日(水) **励ドリームシップ宙のホール 屋** 20人)あり。未就学児の同伴視聴 もの氏名・年齢を、こども家庭課 名・年齢、託児希望の場合は子ど までに、電話、ファクス、Eメー も可。午後は未就学児の入場不可 ®3-1394 ∑fkkateik@city

#### ひとり親(母子・父子)家庭等 医療費を助成します

童や母・父に要した医療費のうち 図ひとり親(母子・父子)家庭の児

91)、紙風船(☎26-1935)

=小学校卒業までの児童のみ ▽ 当受給者と同様の所得水準の世帯 母・養育者と児童 ▽児童扶養手 間にある児童を扶養している父・ 税所得割非課税世帯=18歳に達す る日以後の最初の3月31日までの 保険診療内の自己負担分 ▽市民

り親家庭を証明する物(児童扶養 活課、各支所へ。 こども家庭課、各総合支所市民生 以降転入の方は、平成24年度所得 手当証書など)、平成24年1月2日 所得制限なし=義務教育就学前児 課税証明書(転入家族全員分) 目 閣健康保険証、印鑑、ひと

800

午後2時 ※午前のみ託児(先着

### 各総合支所市民生活課

励■▽菊川総合支所(偶数月の第3 国民年金の受給者相談会 ▽豊浦(☎772766-2180) ▽豊北(☎78-1922) ▽菊川(☎28-4003)

### 協議会豊田支所(奇数月の第4金 木曜日)=4月18日 ▽社会福祉

4木曜日) = 4月25日、5月23日

圓下関年金事務所(☎222-5587)、 わせるか、市ホームページで確認を 4時 ※6月以降の日程は問い合 市保険年金課(☎31-1931) ▼時間=いずれも午前10時~午後

#### 送付します 国民健康保険高齢受給者証を

月中に郵送します。今回送付する 担金の割合が3割の方)以外の70歳 により後期高齢者医療制度に移行 受給者証の有効期限は、75歳到達 日(日)です。新しい受給者証は3 ~74歳の方が、現在使用している する方を除き、平成25年7月31日 高齢受給者証の有効期限は3月31 (水)です。 現役並み所得のある方(一部負

使用している受給者証をそのまま 担金の割合が3割の方)は、現在 使用してください。 現役並み所得のある方(一部負

総合支所市民生活課 圓保険年金課(☎31-1930)、各

# 国民健康保険料は必ず納期限までに

曜日) = 5月24日 ▽川棚公民館 ▽豊北保健福祉センター(毎月第 (奇数月の第3火曜日)=5月21日 あります。保険料は必ず納期内に 険者資格証明書を交付することが 険料で支えられています。 医療費が全額自己負担となる被保 被保険者証(短期被保険者証)や、 た場合、有効期限が通常より短い た時の医療費は、一人ひとりの保 特別な事情なく保険料を滞納し 皆さんが病院などで診療を受け